

判例内縁法の新展開（7）

～昭和後期の裁判例を中心として～

岡 本 詔 治

- 一 問題の所在と本稿の課題
- 二 敗戦後の内縁裁判例と内縁学説
 - I 当時の内縁裁判例の実情
 - 1 内縁の不当破棄事例
 - 2 家事調停による「婚姻予約履行事件」 （以上、本誌52巻4号）
 - 3 内縁の準婚的効果
 - 4 夫婦の財産問題
 - 5 内縁寡婦の「居住権」と内縁子の法的地位
 - 6 重婚的内縁事例
 - 7 その他の内縁関連事件
 - 8 小括
 - II 当時の内縁学説の状況
 - 1 中川準婚理論
 - 2 「準婚学説」一般
 - 3 内縁学説の多様性 （以上、本誌53巻1号）
- 三 最高裁「準婚判決」の登場
- 四 「準婚判決」後の内縁学説 （以上、本誌53巻2号）
- 五 「準婚判決」後の内縁裁判例
 - I 昭和40年代までの内縁関連事件
 - 1 内縁の成立事情—挙式同棲婚
 - 2 同棲と内縁の成否 （以上、本誌53巻3号）
 - 3 婚姻予約法理
 - 4 内縁破棄と不法行為構成
 - 5 内縁の準婚的効果
 - 6 夫婦の財産問題
 - 7 内縁配偶者の居住利益と内縁子の法的地位（以上、本誌53巻4号）
 - 8 重婚的内縁事例
 - 9 小括 （以上、本誌54巻1号）

Ⅱ 昭和50年代以降の内縁関連事件

- 1 内縁の成立事情
- 2 婚姻予約法理と不法行為構成
- 3 内縁の準婚的効果
- 4 夫婦の財産問題
- 5 重婚的内縁事例

(以上、本誌)

六 まとめに代えて

五 「準婚判決」後の内縁裁判例（続）

Ⅰ 昭和40年代までの内縁関連事件（前号まで）

Ⅱ 昭和50年代以降の内縁関連事件

昭和50年代に入ると日本の経済社会は高度成長期から安定経済期に移行するとともに、共稼ぎ夫婦が徐々に増加の気配を示すほか、男女関係の多様性がいっそう進展し、港間では、ことに意識的に婚姻届出を嫌忌する男女関係が社会的にも問題とされるようになり、先述のように、当時の内縁学説が、いわゆる現代の内縁問題に注目したゆえんでもあるが⁽²⁰⁴⁾。家族社会学の方でも、この種の男女類型に関心がもたれていた⁽²⁰⁵⁾。

そうした意識的内縁は、本稿の立場からみれば、昭和40年代の裁判例にはいまだ登場していないのであるが、この時代ではどうか、本章での課題の一つは、このことを調査・分析することにある。

本稿は、これまでは問題類型ごとにかなり詳細に個別の具体例を取り上げてきたが、すでに検討した昭和40年代までの裁判例を整理・分析した結果、通常内縁でも重婚的内縁でも、その保護の論理において、裁判例を俯瞰すれば、全体として一定の方向性を目指そうとしている状況が見えてきたので、本稿の当初の課題を果たすための見通しがある程度可能となったように思われる。そこで、50年代以降の裁判例では、そうした前代までの

基本的な傾向を念頭におきながら、とくに新たな潮流を示めしていると思われるような具体例を中心とするとともに、その他、興味深い関連事例に焦点を絞って検討・分析することとした。

この当時では、特に重婚的内縁配偶者と法律婚配偶者の「社会保障給付」をめぐる紛争例が目立つようになり、この種の事例それ自体の動向も決して軽視はできないものの、そうした裁判例の体系的な分析については、すでに先行業績があることのほか、社会保障給付制度の特殊性もあるので⁽²⁰⁶⁾、基本的には、それに譲り、本稿では、紙幅にも制約があるので、民法上の問題を中心として、本稿の視点と関連すると思われる事例に限定することにしたが、ただ、そのために必要な限りにおいて若干の社会保障給付関連事例にも視野を広げている。

具体的には、これまで検討してきた各項目のうちで、内縁の成立事情と責任根拠の法理のほか、重婚的内縁問題を中心として検討し、その他の内縁の効果それ自体については、裁判例の方向性はほぼ固まっているので、興味深いと思われる事例のみを取り上げて、基本的には割愛することとした。

ところで、この当時に、「島津一郎」は東京家裁における婚外関係に関する調停事件の実体調査を試みているが、多様な男女関係の実情の一端が明らかにされているように思われるので、本稿の課題と交錯するかぎりにおいて、簡単に紹介しておこう。

1978年1月から10月までの通常内縁72件、重婚的内縁28件に関する調査にすぎないが、それぞれ「同棲の期間」、「調停の結果」および「子について」に大別したうえで、より具体的な項目ごとに数値を示している。たとえば、「通常内縁」ケースでは合意による解消が45件で、そのうち36件で慰藉料・財産分与の合意があり、「重婚的内縁」ケースでは、調停取下・不成立が計21件（14プラス7）であり、合意による解消の6件では、すべて慰藉料・財産分与の合意があり、そのうち3件では女性が同棲当時に善

意であったケースである、という⁽²⁰⁷⁾。さらに、重婚的内縁ケースでは、同棲後に妻帯の事実を知った場合や離婚して結婚するとの男性の言を信じて同棲を始める場合が、その大半を占めており、男性は程度の差こそあれ離婚すべく努力をしているところ、その努力が成功しないで、女性との婚姻が不可能となったときに、同棲が破綻しはじめることが少なくないことから、「重婚的同棲は、通常同棲にくらべて、婚姻への志向性ないし婚姻との類似性が一段と強いといえる」とし、通常の内縁・同棲よりも、子をつくっている率が倍程度あり、しかも認知されている割合も多いことが、そのような特殊性を説明できる、とも付言している⁽²⁰⁸⁾。

他方で、前記調査から、通常内縁については、それを「長期的同棲」と「短期的同棲」に区別して、長期的同棲の場合には、正式な結婚に対して熱意を失っており、子が認知されていないことも少なくないとする反面、短期的同棲では、遊びで同棲したという二、三の例外はのぞいて、「そのほとんどすべてが両当事者とも遅かれ早かれ正式に結婚したいという意思をもっているように見える」としたうえで、同棲解消の事由（他女と親しくなる、性格不一致、男の暴力、生活費を負担しない、等々）は離婚事由とほとんど同じであるということから、「わが国では、多くの場合、正式な結婚は安定した永続きのするものと考えられており、そのため人々は正式な結婚をすることを前提に同棲して、相互の期待を試してみる」という事情もあって、この調査からみても女性の側から婚姻届出を断っているケースが少なくないので、短期的同棲では、「多くの場合、試験結婚trial marriageの役割を果たしているといってもよさそうである」との仮説を述べている⁽²⁰⁹⁾。

いずれにせよ、調停実務の重要性もさることながら、裁判例の実情を明らかにすることこそが先決課題であり、はたして、いうところのタイプの内縁ないし同棲がすでに登場しているのかについても注目しながら、以下、具体例を検討してみよう。

1 内縁の成立事情

本節では、一応は事件類型ごとに内縁の成否をめぐる興味深い事例に限定して検討する。この時代でも、前代と同様に挙式など通過儀礼がなされていないと、内縁の成否は慎重に判断されているが、そうしたケースでも、肯定例が少なくない。戦前からの媒酌結婚の婚姻習俗が全国的にみてもますます衰退の一途をたどっているという社会事情が裁判例（裁判官）に何らかの影響を及ぼしているのかもしれない。

（1）不当破棄事例との関連

（ア）同棲婚 つぎの例では、ズルズルベッタリ同棲であったが、当事者間では「婚姻の届出」をすることを前提としたうえで、新たに購入した婚姻住居で共同生活を営んでいることなどから、内縁の成立が認められている。

〔176〕東京高判昭和54・8・28判時941号45頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】飲食店を経営する結婚歴のあるY女宅に、婚姻の前歴のない客のX男が泊まり込むようになり、婚姻につき話し合うようになって、X・YはXの子Aとともに昭和51年8月ごろ双方が拠出して購入した本件建物（Y所有名義）に入居し、ともに早晚婚姻の届出をする意思をもって、夫婦同然の生活をするようになった。ところが、Yが営業上絶えず男客と接していたので、Xは嫉妬の情を抱き不平・不満を漏らすようになり、昭和52年2月ごろから双方のわだかまりが高まって口喧嘩が絶えず、同年5月にはXが給料を渡さないとか、建物を共有名義にしろとか言い始めたことから、Y申立ての内縁解消の調停が不調になった後に、Xは、Yから就寝中に水をかけられたり、包丁を突きつけられたりするなどして、結局のところXは本件建物から出て同棲を断念せざるを得なくなり、現在は勤務先の寮に居住している。判旨は、「遅くとも昭和51年8月から事実上夫婦と同視し得る共同生活関係が発生したものというべきであるから、これにより内縁関係が生じたものと認め得る」が、右内縁関係は昭和52年5月に事実上破綻して解消し、その責任は実力でXを追い出したYにあるので、不法行為による賠償義務がある、とした（慰料金10万円）。

（イ）高齢者の同棲婚⁽²¹⁰⁾ つぎの例は、高齢者同士の事実婚・再婚で

あり、その成立経緯において特殊性があり、同居中の生活費の分担割合や介護問題のほか、婚姻届出をしないことなどの合意がなされている。新規のケースなので、紹介しておこう。

〔177〕東京地判昭和59・9・17昭和56年（ワ）9344号D1-Law.com.判例体系
【事実・判旨】 X女（明治42年生）は、A男と昭和4年に婚姻していたが、Aの暴行等に耐えきれず、昭和35年頃から同人と別居していた。その後Aは昭和40年頃老人ホーム甲荘に入った。一方、Y₁男（明治25年生）は、昭和35年に亡妻との間に子Y₂女らをもうけ、同40年頃甲荘に入所した。Xは、Aの世話のため甲荘を訪れていたところ、Y₁と親密となり、昭和41年4月以降Y₁と肉体関係を継続し、Aとは、同42年3月に協議離婚した（Aは同44年10月死亡）。XとY₁とは、結婚を希望していたが、Y₁の子らがこれに反対していたので、XはY₁と共に、Y₂らと話し合い、X・Y₁の同棲は認めるが、婚姻の届出はしないこと、生活費は双方同額を負担すること、Xが長期療養を要するような病気になったときはY₁の子らがY₁を引き取るが、Y₁がXより先に死亡した場合Y₁の子らはXの面倒はみないことが、それぞれ合意された。かくて、Y₁は昭和42年11月に甲荘を退所して、Xとの同棲を開始した。Y₁は昭和48年10月に入院したが、Xは、入院中も退院後も同棲を解消するまではY₁の世話をした。Y₁は、同48年11月に遺産（有価証券、預金等）は四人の子とXとの五人に均分して贈与する旨の自筆の遺言書を作成し、また、翌年には、社会保険庁厚生年金係宛に同居のXに対して遺族厚生年金の支給方配慮願いの書面を提出している。ところが、Y₁の親族の結婚式にXが招待されなかったことや、Y₁がまさかの時のためにY₂が置いていった現金をXが別の用途に使用したことに起因して、両者は冷戦状態となり、さらに、Xが一時外泊したり帰宅が遅くなったりしたことなどから、Y₁をY₂が自宅に連れ帰った。その後、XがY₁の預金を無断で引き落としたことから、Y₁は離別を決断して、自分の持ち物をX宅から引き上げた（昭和51年11月末）。Xは、Yらに対し共同不法行為責任を追及した。判旨は、つぎのように説示した。Xが保険の外交員をしている以上ある程度の外出は避けられないし、そもそもXがY₁の孫の結婚披露宴に招待されなかったことに感情を害したことが外泊の原因であり、その心情は同情できないものでもないし、預金を引き出したのは、たしかに不信行為

ではあるものの、Y₁が家を出て行ったことを知って、Y₁の二女方に相談に行くためその費用に払戻を受けたものである（後に返還している）ことなどの事情に懲ると、いずれの事由も内縁・準婚関係破棄の事由としては認でる程の重大事とは解されないので、Y₁は破棄責任を免れないが（慰籍料金150万円）、Y₂には内縁破棄に不当に干渉したという事実はない、と。

高齢の男女であっても結婚は当事者の意思・合意を基調とし、周りの親族があればこれの干渉をすべきではないものの、現実には生活関連費用等の負担や財産分与・相続問題、さらには親族間扶養や老後の世話・介護の問題などが絡んでくるので、婚姻ではなく内縁関係にとどめる場合ですら、二人だけの意思で共同生活を営むことは容易ではない。本件はそうした事情を示唆する好例といえよう。

（2）財産分与事例との関連

下記の例では、男女関係の発端は、いわゆる「ズルズルベッタリの同棲」に始まるが、諸般の事情から内縁の成立が認められている。学説が「新たな内縁像」として、好んで取り上げている事例でもある。はたして、そのように評価できるか、検討してみよう。

[178] 岐阜家審昭和57・9・14家月36巻4号78頁（財産分与申立事件）

【事実・審判要旨】X女は、中学校卒業後間もなく、いわゆる水商売の世界に入っていたが、一方、Y男は中学校卒業後に洋酒喫茶等の技術を習得したところ、Xは昭和45年11月27日に以前より無為徒食中のYと同棲するようになった。Yは、その当時にビルの一室を姉名義で賃借して、同年12月頃に甲学院を開設し、自ら講師として生徒の指導に当たるとともに、これを経営するに至った。その後、同47年4月15日、Yは、ビルの階下一室を賃借して喫茶軽食店を開店し、階上の一室も賃借してXと同居した。その経営は、Xの協力もあって順調に行き、双方名義の預貯金も順次増加して1千万円を超えるに至った。そこでYは、同51年9月に貸しビルの一室につきXを連帯保証人として賃借し、多額の借入をして資金を注ぎ込み、同52年1月にコーヒー店を開店した。Yが専ら学院の経営に当たっていたので、各店の経営にはXが内妻として専ら当り、その経理関係も掌握し銀行取引

関係にも対処していた。家裁は、つぎのように説示した。XとYの同棲は、「婚姻届のなされていないのはもとより、婚約、結納、結婚式、結婚披露などの対外的公示行為は全くなく」、「ずるずるべつたりと性関係に入り同棲生活を行っていたものであって、その間にはつきりした結婚の約束が交わされた形跡もなく、むしろX側の入籍（婚姻届）要求は相手方より拒否ないし無視され続けていたものであり」、しかもYは複数の女性と継続的な性関係を持っていたものであるから、Xの婚姻意思はともあれ、Yの「婚姻意思には疑義がないではない」。しかしながら、その同棲生活は少なくとも7年近くの期間に及ぶものであって、しかもYはその間Xを店舗賃貸借の保証人としたり、銀行取引を申立人にさせたりしていたものであって、Xを「単なる野合」の相手として扱っていたのではなく、やはり事実上の妻として遇していたものと判断せざるをえない。したがって両者の関係は「事実上の婚姻関係即ち内縁と判断される」。

本件について、「棚村政行」は、先述した持論に引き付けて、「当初からはっきりと婚姻届出を拒否して同棲生活をおこない、正規の手続により婚姻する意思をもっていなかったケース」と位置づけている⁽²¹¹⁾。一方、「二宮周平」は、「通説的定義では『内縁』とは認定し難い当該関係を、あえて『内縁』と認定し、財産分与規定を類推適用した」事例と位置づけ、Xの協力のもとに築いた財産をYに独占させることが不公平であるため、紛争実体との関係で内縁の成立要件を緩和している、とする⁽²¹²⁾。

たしかに社会的事実としては、男性が婚姻を拒否しているので、そうしたカップルの側面もないとはいえないが、判旨の後段部分からも明らかに、長期の同棲期間のほか、Yの「取引関係」では、自分たちの男女関係を信用の前提として行動し（夫婦としての関係でしかないであろう）、XがYの奥さんと呼ばれていたのにYより異議は出なかったという事実もあったことなどから、「事実上の夫婦」、「内縁」と認定しているので、「社会観念」にしたがって判断したものであり、婚姻意思のない単に継続的で安定した同棲であることを根拠としたものとは断定できないように思われる。実際、準婚学説によれば、内縁の成立要件としての婚姻意思とは、社

会的な婚姻の意思であるので、本判決は、そのような意味での内縁の概念を前提とするものであろう。婚姻意思とは、単なる「自然的な意思」ではないことを見落としてはならない。

事実、本件では、女性側の婚姻意思は明確である（入籍を求めている）が、男性のそれに疑義がある（入籍を明確に拒絶し、他女との関係もある）という場合であり、双方が意識的に届出を回避しているという関係ではない。社会的には7年近くも夫婦として相協力しながら一応は安定した共同生活を継続しているので、まさしく、かつて「横田秀雄」が指摘していたように、一方が届出につき「誠実」を欠くケースと考えられる⁽²¹³⁾。したがって、従来の判例の立場でも、内縁性は社会通念から客観的に判断されているので、たとい積極的に内縁といえるようなケースではないとしても、少なくとも野合や私通とは到底いえないような男女関係が問題となっている事例であると判断しても、大過なからう⁽²¹⁴⁾。もともと大審院も最高裁も内縁の定義を明確にしているわけではないのである。

（3）事故死による損害賠償請求事例との関連

（ア）扶養利益の喪失　内縁の妻も民法711条所定の配偶者になることについては、すでに確定した判例法理となっているので、論点としては新味がない。それゆえ、もはやこの種の裁判例をながながと紹介する要をみないが、当時、交通事故が多発していることもあって、とくにこの種の裁判例が多数にのぼり、内縁の多様な成立事情のほか、被害者の妻の財産損害が「得べかりし扶養利益」とされている事情を知りうるので、その限りにおいて、以下、いくつかの例を簡略化して列举しておこう。

（a）つぎは、男性が妻死亡後にその妹と再婚して協議離婚後しばらくしてから内縁関係にはいったが、その内妻が事故死した事例である。夫の実母との不仲が届出未了の要因となっている。

[179] 福井地判昭和50・12・19交通事故民集8巻6号1783頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】X男は、亡妻の妹A女と再婚したのち、Aと協議離婚したが、その6ヵ月後に両者は再び同居して本件事故に至るまで事実上の夫婦（内縁関係）として共同生活をしていた。同居に際して再度婚姻届をなさなかったのは、Aの実母とXとの間の感情的なもつれによるものであった。Xは民法711条にいう配偶者である、とした。

(b) つぎも、男女が離婚後に復縁した例であるが、届け出をしようとしていた矢先に内縁の夫が事故死している。

〔180〕 高知地判昭和52・10・4 判時886号79頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】A男が労働災害で死亡したので、妻X₁は労災の遺族年金の支給を受けたが、Aの二子X₂らとともに使用者Yに対して損害賠償を請求した。X₁は、亡Aと昭和29年11月に婚姻して、昭和45年9月に協議離婚をしたが、昭和46年4月中ころ子らのすゝめもあって復縁し、夫婦として生活を共にしており婚姻の届出をなそうとしていた矢先、Aが本件事故により死亡した。各60万円の慰養料が認容された。

(c) 女性が前夫との離婚後に男性と内縁関係にはいったケースもある。

〔181〕 大阪地判昭和54・2・15交通事故民集12巻1号231頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】A男は、早朝に横断歩道付近を歩行中にY運転の車両に轢かれて死亡した。X女（大正13年生）とAは内縁の夫婦として十年余り生計を共にして同居していたものであり、Aには妻子がなく、Xは前夫との間で長男をもうけたのち離婚後、Aと内縁関係に入ったことが認められ、その関係はいわゆる重婚の内縁と異って不倫な色合はなく法律的な保護に値いするので、Xらは相互に扶養請求権を有するものといえる。Xの生活費は基本的にAの所得に依存していた。

(d) つぎは、夫婦ともかなりの年齢とともに再婚であったことが、届出未了の要因である。

〔182〕 札幌地判昭和54・7・20交通事故民集12巻4号1057頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】X女とA男は昭和30年12月ごろ結婚式を挙げ、以来Aが本件事故で死亡するまで同棲生活を続けていたが、両者とも再婚（当時Aは55歳、Xは45歳）であったこと等から婚姻届はしなかった。Aは蹄鉄業や家畜商（馬喰）を営み、

Xも農家の手伝いに出るなどして生計を維持してきたが、Xは昭和48年ごろから高血圧が原因で手足、下肢が不自由になり、車椅子による生活を送って、専らAの収入により生活してきた。判旨は、Xは20余年にわたり「Aと準婚としての内縁関係にあつたものであるからAに対し扶養請求権を有していたということができ、また現に要扶養状態にあるものである」とするとともに、民法711条の準用を認めた。なお、相続人の逸失利益による損害賠償については、扶養権利者たるXに得べかりし扶養利益が賠償される場合は、Aの逸失利益から当該得べかりし扶養利益を控除した残余である、とした。相続人等は控訴したが、控訴審（札幌高判昭和56・2・25交通事故民集14巻1号67頁）も、A・Xの「準婚関係」を根拠にして、同趣旨を判示している。

(e) 夫婦は、同棲後に挙式予定であったが、その前に夫が事故に遭遇して死亡している。

[183] 大阪地判昭和60・4・19交通事故民集18巻2号537頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】X₁女は内縁の夫Aの交通事故死による損害賠償を加害者Yに請求した。X₁は、昭和52年頃Aと知り合って交際を続け、昭和56年1月頃からX₁と同棲しており、昭和57年秋頃に挙式の予定であった。Aは、昭和48年に婚姻したが、昭和55年2月に協議離婚している。X₁とAの生活費はAが負担し、新居の家財道具類はXの所得で買いそろえた。昭和56年11月ころにはAはX₁の妹の結婚式にX₁の夫として出席している。X₁は、Aの葬儀には、同人の妻としてAの両親X₂らに次いで三番目に焼香し、X₁の母もAの妻の母親として列席して、葬儀委員長より先に焼香している。X₁の勤務先からの弔電の宛名の姓もA名義であった。X₁とAは「配偶者と実質的に同視しうべき実体関係にあった」とした。

(f) つぎの夫婦は、媒酌結婚後18年間も内縁のままである。本判決も、内縁の夫の事故死により妻の将来の扶養利益が逸失利益となるとしたうえで、その相当額は相続人の承継した逸失利益から控除されるとしている。

[184] 東京地判昭和61・5・27訟務月報33巻5号1155頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】A男の事故死による相続人Xら（Aの妹）の損害賠償請求事件である。A男には妻子がなく、夫と死別したB女と昭和36年11月ごろ、媒酌結婚によりAの借家で同居し、生活を共にしてきた。Aが本件事故により死亡するまでの約18

年間、同人らは、婚姻の届出をしていないだけで、世間的にも事実上の婚姻関係にあり、夫婦の生計は専らAの収入によって維持され、また、Bは厚生年金についてもAの遺族として年金の給付を受けている。一方、Aの妹であるXらは、その間、Aとはほぼ音信不通の関係にあり、AがBと結婚して同居生活を送っていることなどは全く知らなかった。判旨は、つぎのように説示した。Aと疎遠であったXらにAの死亡についての固有の慰藉料を認めることはできない。また、被害者の財産的損害については、相続人でない被扶養者の得べかりし将来の扶養利益の額を控除した残額が、相続財産たる逸失利益になると解すべきである⁽²¹⁵⁾。

(h) つぎの例では、夫婦は、借金対策のため離婚して一時別居していたが、事実上の夫婦関係を継続していた。

[185] 京都地判昭和60・12・11判時1180号110頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】X₁女はA男と昭和31年10月中に婚姻し、X₂ら6名の子供を儲けたが、住宅ローンの返済や生活費の負担などから借財が重み、X₁の兄Bが親類筋からその返済資金を借りて調達することになったところ、その条件として調達した金員の返済がすむまで5年間を目処に離婚することとなり、昭和53年9月に協議離婚届が出された。離婚後AはXらと別居していたものの毎月生活費を仕送りする一方、Xらは絶えずAと連絡を取り合って交流を続け、とりわけX₁はA方をしばしば訪れ炊事、洗濯等をするなど身の回りの世話をし、AとXらは夫婦的、家族の関係を続けていた。かくて、借金もXらが力を合わせて総て返済し終り、近い将来復籍して第二の人生をやり直そうと話し合っていた間に、Aが本件交通事故で死亡した。判旨は、その実体は事実上の夫婦関係を継続していたとして、711条を類推適用した。

(イ) つぎの例は、交通事故死のケースではないが、事故により内縁の夫が受傷して、その後リハビリ中に死亡したという事案で、内縁の妻らには、民法709・710条により、その固有の慰藉料が認められている。特に内縁の成立事情が興味深く、夫婦の氏をどちらにするか決まらず、また、子もいなかったの、未届のまま推移している。

[186] 福岡地裁小倉支判昭和56・1・26交通事故民集14巻1号143（損害賠償請求

併合事件)

【事実・判旨】X女の内縁の夫A男（43歳）がYの車両による交通事故で受傷して骨折し、約1年弱の経過後にリハビリ訓練のため通院治療をうけていたところ、死亡（昭和50年6月）したが、事故と死亡との因果関係は証明されなかった。X女は、A男と昭和27年に結婚式を挙げて以来内縁の夫婦として同居生活をしてきた者であり、Xには兄も弟もいなかったので夫婦のいずれの戸籍とするか結着がつかず、また両名の間に子供も出生しなかったため結婚届出をしないままであった。判旨は、財産損害については、約1年間美容院経営の業務に従事することができなかったとして、賃金センサスにより損害額を算定した（250万円）。慰謝料については、Aの父母、内縁の妻であるXらはAの本件受傷によりいずれも民法709条、710条に基づいて自己の固有の権利として慰藉料を請求できる程度の精神上の苦痛をうけたものと解することができる、とした（慰藉料金50万円、Aの両親は各25万円）。

(4) その他の事例との関連

(ア) 遺族年金の受給資格の可否

つぎの例は、「遺族年金の受給資格」との関連で法所定の事実婚の成否が争点となっているので、前述のように、本稿はそうした裁判例は割愛しているが、本件では、通常問題となる「重婚的内縁」ケースではなくして、「通常内縁」のケースで内縁性が争点となっているので、その成立事情と内縁解消に関連する判断には、民法上も大変参考となるものがあることから、とくに取り上げることとした。

[187] 東京地判昭和58・9・7判タ520号237頁（遺族年金請求却下決定取消請求事件）

【事実】X女（昭和11年5月生）は、農協勤務のA男（昭和7年10月生）と内縁関係にあったところ、農林漁業団体職員共済組合Yによって遺族年金受給資格を否定されたので、提訴した。XとAとの関係等はつぎのようになる。スナックで働いていたXは、昭和38年末ごろ、客のAと知り合い、昭和41年8月にAが農協に勤務するようになって間もなく、X・Aは、遅くとも昭和42、3年ごろから昭和53年9月30日まで同居していた。Aは、毎月給料の一部を生活費としてXに手渡し、Xも、華道の教師などをして生計を支えた。昭和52年6月、XはAと相談のうえ

X名義で宅地を購入して、将来はここに家屋を建築し、Aと一緒に下宿屋等を始めたいと考えていた。一方、AはXと同居するまでは、親代わりに育てられた叔母Bと同居していた。Aは、Xとの同居を、Xの親らには隠さなかったが、Bら自分の親族をはじめ、農協の上司及びほとんどの同僚には終始秘匿していたので、ごく親しい二、三名の者しか知らなかった。A・Xは、それぞれ同居後も住民票の住所、世帯主の変更をせず、Aは農協にも住所変更の届出をしなかった。しかも、Xを内縁の配偶者とする届出をしなかったので、扶養控除や家族手当の支給も受けていない。また、XもAも、それぞれの国民健康保険では、相手方を配偶者として届け出していないし、さらに、Aは、生命保険金の受取人をBやXの弟としていた。昭和53年9月26日ころ、AがXの華道の師匠と肉体関係を持ったことが機縁となって折り合いが悪くなり、結局のところ、Aは同月30日にXのもとを出て、その後は、相互に交渉することはなくなった。Aは、深刻な眼疾により一時入院治療するほか、1年間の入院加療を要する肺結核の診断をうけたところ、Bに遺書を残して、昭和54年7月24日に車中で自殺した。

【判旨】「Xは、Aと昭和41年8月の後間もなくのころから昭和53年9月30日までの間、社会通念上事実上の夫婦としての共同生活を営んでいたものと認められるから、内縁関係にあつたものと認められる」。Aが同居の事実を自分の親族らに秘匿していたこと、Xらが偽名を使い、住民登録等を別々にし、Aが農協にXを配偶者とする届出をしていなかったこと等の事情があっても、未だ右認定の妨げになるものではない。しかし、Xは、Aの不貞行為が原因となって別れ、その後も相互の交流は全くなく、すでに合意により内縁関係を解消していたので、Xには受給資格はない。

本件では、結局のところ、Xの受給資格は否定されたが、内縁の成立事情については、かなり緩やかな判断をしているように思われる。たしかに、約12年間にわたる長期間の同棲生活があったものの、男性は極力自分たちの関係を外部に知られることを回避して、ことに自分の親族や職場では秘密にして扶養手当や家族手当の給付も受けていないなどの事実には軽視できないものがある。従来の裁判例では消極事情とする例もある。これでは、民法上では秘密裡の男女関係に等しいといわれても、やむを得ないが、ただ、死亡者の扶養親族の生計維持を眼目とする社会保障給付として考えれ

ば、長期間の同棲中に双方がそれぞれの収入から生活費を出捐して、将来の生活設計を相談していたことのほか、妊娠流産したという事情もあり、判旨は、このような事実に注目したものと思われる。

（イ）内縁の夫の居住利益を保護した事例

つぎは、内縁の妻名義の借家に対する夫の居住利益を家主の明渡請求から保護した例であるが、妻が夫との共同生活を継続することに不安があったため、届出未了ののまま、内縁を解消している。婚姻届出を回避した事由ひいては内縁発生の要因としては、興味深いものがあるので、取り上げることにした。

[188] 京都簡判昭和59・9・27判時1145号122頁（家屋部分明渡請求事件）

【事実・判旨】内縁の妻が夫の事業生活に連れ添うことなどに不安があり、入籍に躊躇し、夫の事業経営の手伝いと家計のやりくりに自信がなくなったことなどから、夫婦は合意で内縁を解消している。判旨は、借家から退去した内縁の妻の賃借権につき、家主が夫への賃借権の譲渡を暗黙に認めていたとして、夫と家族の居住利益を保護した。

（ウ）贈与の課税処分を争った事例

（a）つぎの例では、内縁の夫の死亡後に相続人と内縁の妻との合意でなされた金銭の授受が贈与税の対象になるかが争点となっているが、夫の相続人と内縁の妻との財産関係について、興味深い問題点が顕現している。

[189] 大阪地判昭和52・7・26行政事件裁判例集28巻6・7号745頁（贈与税賦課処分取消等請求事件）

【事実・判旨】X女は亡A男と永年にわたり内縁関係にあることから、Aの相続人BはXに1千万円を交付した。この金銭が相続法にいう「贈与」に当たるかが税務当局Yとの争点となったところ、Xは、財産分与請求権や慰養料のほか、居住権などを主張した。判旨は、X・Aの関係などにつき、つぎのように認定している。Xは昭和初年ごろよりAの世話になり、同22年ごろよりはAと同じ家屋に居住して、その身のまわりの世話をし、昭和41年にAが脳血栓で病床についてからは終始その付添看病をした。他方Aは昭和21年10月に妻死亡後は婚姻や内縁関係を持

つなどをするのではなく、家庭ではXを妻として扱いその生活を維持していたが、婚姻届出がされたことはなく、またAは親族、会社関係者の婚礼、葬儀などにXを妻として同伴したことはなかった。Aは昭和47年3月に死亡し、XはBら相続人の意向により従前のAの居宅には住まず、転居した。Bは、A・Xとの関係などから、昭和47年春ごろ当面の生活に必要な金員300万円を供与した。X側とB側との協議のなかで、Xは、居住権、財産分与請求権、慰謝料請求権等を根拠にして、1千万円（前記300万円を含む）の支払いを要求し、BはXの一切の財産上の請求を打ちらせることが得策であると考え、これを承諾した。判旨は、300万円の授受は贈与と解したが、700万円については、贈与性は当事者の意図によって定められるべきものであることから、A、Bらに対する一切の権利の存しないことの確認・権利放棄と対価関係にあるとみるべきであり、相続税法にいう「贈与に因」るものということとはできないとして、その限りで贈与税決定は違法と判示した。

本件では、財産分与請求権や慰藉料請求権が客観的に存在するか否かは、贈与性の判断それ自体には直接関係がないとされ、その判断がなされていないが、権利放棄が仮装かとの関連で、判旨は、Xは内縁の妻であったのでA死亡後も「居住する権利」があると主張したことには全く理由がなかったとはいえない、と説示している。

(b) 下記の事件は、内縁の夫の遺産から贈与ないし死因贈与がなされるところ、財産分与であるなどと主張して、相続法による課税処分の違法性を争った例であるが、当該内縁夫婦の関係性が興味深い。

[190] 大阪地判昭和58・3・24税務訴訟資料（1-249号）129号668頁（相続税並びに無申告加算税の賦課決定の取消請求事件）

【事実・判旨】X女の内縁の夫A男の法定相続人はB（大正13年生）のみであるが、XとBとは裁判上の和解によりAの遺産を分け合ったところ、税務署YはXに対して相続税等の処分をしたので、Xは財産分与などを主張して本訴に及んだが、結局のところ、処分は適法とされている。X・Aの内縁関係については、大略、つぎのように認定されている。Aは、昭和18年7月にCと婚姻したが、昭和27年ごろ、仲居をしていたXと知り合って情交関係を継続するようになった。Aは、昭和35年5月にCと死別したが、昭和37年6月ごろから、その所有家屋でXと同棲し、Xは、内縁の妻の地位を取得した。Xは、家事に従事するかたわら、A経

営会社の営業の手伝いをしていたものの、定職について収入を得たことはなかった。Aは、Xを妻として入籍しなかったが、自己が死亡した後、その遺産の一部をXに分け与えようと考え、数度にわたってXに贈与しない死因贈与する旨の書面を作成したところ、昭和52年3月10日ごろ同日付書面によって、最終的に、金800万円を死因贈与する旨を約束した。その後も、Aは、昭和53年3月入院中、臨終が間近かに迫ったとき、株式を売却して、売却金をXとAとのそれぞれの名義の預金とさせたり、現金を交付したりしたのち、同月中に病院で死亡した。判旨は、Aの遺産から上記死因贈与のほかAから金員の贈与をうけたこととなるとし、財産分与の主張に対しては、内縁関係が生前に解消したものではないから、財産分与を考慮する余地がない（X敗訴）、とした。

（エ）生命保険金の受取人をめぐる事件

（a）同棲の男性の保険金受領資格の可否　つぎの例での男女関係は内縁とは認定されていないが、とにかく「同棲」し、女性が妊娠中絶をしているところ、その直後になされた生命保険金契約の保険金受領資格などをめぐって、受取名義人の女性の姉と同棲の相手方の男性とが争っている。

[191] 大阪地判昭和50・1・27生命保険判例集2巻105頁（損害賠償請求事件）

【事実・判旨】A女（死亡当時20歳）は生前に姉のY₁を受取人とする生命保険契約をY₂保険会社と締結したが、Aと同棲していたX男は、Y₁はAの指示に基づきXを受取人とする義務などを怠ったほか、Y₁はXと保険金の譲渡約束をしたにもかかわらず、自己名義を奇貨として本件保険金を受領したとして、不法行為責任を追及した。XとAとは、同じ勤務先で知り合って昭和43年2月ごろから同棲を始め、右関係は昭和44年9月10日同女が死亡するまで続いた。その間、XとAとは、ともに働きに出ていたが、Xはときどき同女と別居するなど二人の間は必ずしも円満ではなかったところ、AはXとの子の妊娠中絶を受けて姉B宅で養生をしていたころ、BやY₂会社の保険外務員の見習い中であったY₁の勧めもあって、Y₂の指導員担当者とも含めて話し合った結果、本件契約がなされた。Y₁は受領した保険金をAと最も親交のあったBに贈与している。判旨は、Xの主張をいずれも排斥した。

（b）内縁の妻の保険金受領権限の可否　つぎの例では、内縁の夫は内縁の妻といずれは婚姻するつもりでいたので、生命保険金の受取人を内

縁の妻名義とはしないで、相続人としたことから、判旨は、その趣旨を認めながらも、内縁の妻の受領権限を否定した⁽²¹⁶⁾。

[192] 大阪地判昭和53・3・27判時904号104頁（損害賠償請求事件）

【事実】A男は、X女と挙式同棲後の昭和50年6月20日にXの今後の生計を維持する意思もあってY会社の本件保険契約（普通死亡時1千万円等）に加入申込をした。Aが結婚の予定と聞いた保険外務員Bは、Xを保険金受取人にするよう勧めたが、Aはいまだ婚姻の届出をしていないこと及び他に先々妻との子Cら3人がいることから、Bの勧めに直ちに同意せず、保険金受取人を相続人とする旨の意向を示したので、Bはその意向に従った。Aは結婚披露宴を挙げた後にはXの戸籍抄本を取寄せるなど届出の準備をしていたが、不慮の病気で同年8月25日に急死した。Yが保険金をCらに支払ったので、XはYに対して損害賠償を請求した。

【判旨】Aが本件保険契約加入申込をしたのは、当時同棲を始め内縁関係にあったXの将来の生計をおもんばかるとともに離婚した先々妻との間の子三人の将来をも考えてのことと推察され、しかもXとは直ちに婚姻届出を行う予定であったことから、保険金受取人をAの「相続人」とすることでXもAの万一の場合保険金受取人の一人となることに疑念を抱かなかったものと考えられるが、保険契約において保険金受取人を「相続人」と指定した場合においては、相続人の範囲は民法の規定により定まるものであって、内縁の配偶者はこれに含まれないものといわざるを得ない。AはXとの婚姻届出後はXも相続人として保険金受取人の一人となり得ると考えていたと推察でき、Aの急死により届出の手続が果せなかった点にXに同情すべき事情があるが、YがXに支払わなかった点に過失があるということとはできない。

2 婚姻予約法理と不法行為構成

この時代でも、内縁の不当破棄責任について、予約不履行構成をとる事例があるのみならず、届出義務の不履行を重視する判決例がある。紹介・検討に値するであろう。

(1) 婚姻予約法理と届出義務論

(a) 下記判決は、婚姻の届出を正当な理由なく拒絶したことを重視して、婚姻予約の不履行責任を認めている。本件では、夫婦や親族間で婚姻の届

出がことのほか重視されていたので、予約の成立・不履行が認められたという事情もあるが、判旨が「入籍即婚姻」とした上で、それがわが国の婚姻習俗と密接に関連するものであると説示していることのほか、婚姻予約を「準婚関係」と解する点にも刮目させられる。この当時としては、予約構成・届出義務を認めた判決例はきわめて珍しい。

〔193〕大分地裁豊後高田支判昭和51・5・28判時842号106頁（慰藉料等請求事件）

【事実】X女とY男とは、昭和44年2月18日、媒酌による挙式後に新婚旅行を行ったうえで、Y勤務会社の社宅で同棲をはじめたが、Yの生真面目な性格もあって、小さなトラブルが絶えなかった。Xの実父Aは婚姻届に必要な書類一件を挙式当日わざわざYに手渡ししていたし、A夫婦なども、速やかな入籍手続方を催促し、Xもまた再三入籍を求めたが、Yは明確な理由を述べることなく婚姻届書を提出しようとはしなかった。このためXは社宅の同僚の夫人らから選挙の投票に誘われても選挙権がなくて行けず、警察の戸口調査の際も何か二号的な存在の婦人のように疑われ、また医院でも未保険で訝しかれる等常に肩身の狭い思いをし、同年7月には憔悴しきって実家に帰った。しかし、この時は両親から慰められ、また暫らくしてYも迎えに来たので戻ったが、その後も同床異夢的な状態は少しも改善されず、かつYは依然として婚姻届を渋り遷延した。A夫婦は、Yの従兄や媒酌人、さらにはYの直属の上司の協力までも得たが、Yの曖昧な態度は変わらなかった。そこで、AはXも交え三人で話し合ったところ、Yは「一日も早く別れたい」と応えたので、一旦その方向で解決することになったものの、その直後Yは半狂乱の状態になって泣きわめき、またXも頑張ってみたいと申し出たことから、Aも両名の再考と再出発に期待した。しかし、その後も同様の状態が続き、Yは婚姻届を拒み続けていたので、Xもついに婚姻を断念して同45年4月18日再びYの許へ戻らない決心で実家に帰り、Yも同年5月17日にいたり、Xの荷物を送還し、Xも同日エンゲージリングをYに返還した。

【判旨】届出制度は、「籍に入れることが即婚姻であり、籍を抜くことが即離婚であるとする我国社会の一般的習俗観念と密接に結びついており、籍を入れないかぎり正式の嫁（妻）として遇してはいないものとされるのであるから、爾余の婚姻予約破綻解消事由の存否如何にかかわらず、XがYの婚姻届不提出ないし同拒否によって婚姻を断念し、したがって婚姻予約解消の已むなき結果にいたったことは当然の経過であるといわねばならない」。「挙式後Xの実家復帰まで満1年2ヶ月の間事実上夫婦として同居生活を続けいわゆる準婚関係にあったものであり、かつXはYの何ら首肯に値する理由に基づかない婚姻届出の拒否に因って不当

に右婚姻予約（準婚関係）を破綻解消させられるにいたった」。そこで、慰藉料（金80万円）のほか、「婚姻予約が誠実に履行されることを信頼したことによって被むった損害」として、所得（幼稚園教諭退職）の逸失利益相当額（金49万円余）の損害賠償が認められるべきである。

（b）つぎの例は「重婚的内縁の破棄事例」であるが、法律婚につき離婚合意がなされているなどの事情から、通常内縁と同視してもよい事案であるところ、内縁関係の破綻は、妻が再三にわたり婚姻の届出を求めたにもかかわらず、夫がこれに応じなかったことに起因している。判旨も、「予約履行の遷延」という表現を使用しているので、「届出義務」不履行を意識しているといえよう。便宜上、ここで取り上げることとした。

〔194〕大阪地判昭和52・6・24判時880号60頁（慰藉料請求事件）

【事実・判旨】 Y男は昭和9年頃A女と婚姻し、長女・長男をもうけたが、Aとは昭和33年8月頃から別居をしていたところ、ともに協議離婚をすることに異議がなかったものの、Aは、離婚が子供達の結婚や就職の障害になるとして子供達が結婚や就職をすませた後にその届出することに合意し、昭和40年9月7日付でその旨の念書を作成するとともに、別に協議離婚届に署名捺印して、これらをYに交付していた。一方、X女はYと昭和40年10月頃に人の仲介で見合いをしたが、Yは見合いの後に当該離婚届をXに呈示した。見合い後10日位した頃からXはYのアパートを訪れるようになり、その頃二人の間に肉関係ができて、見合い後一箇月位した頃から仲人の了解を得ることなくYのアパートで同棲生活が始まった。昭和41年10月頃になりXは新婚用の家具を買ってアパートへ運び入れたが、結納の授受とか挙式とかは結局せず終った。同棲を始めた頃Yは、長女は妻が面倒をみるが長男はゆくゆくは自分が引きとりたい旨を告げ、Xもこれを諒解し、Yは大体において月2万円位を長男に仕送りしていた。昭和42年1月頃Yの二人の子が遊びに来たが、Xと口げんかになり、以来Yの子らはXに好感を持たないようになった。同年4月頃からXはYに屢々入籍してくれるよう求めたが、Yは子供がまだ一人前になっていないとか子供が反対すると言って婚姻の届出を拒んだ。その後、Xは昭和42年から翌年にかけて二回妊娠したが、入籍がすんでいないことおよび子供を生むと共稼ぎができなくなるとの理由からYの同意の下に中絶をした。Xはかなり気の強い性格で、感情の起伏も激しく、Yと屢々喧嘩をし、

昭和43年5月頃Yと金銭問題等で口論の末、自殺をすると称してガスコンロのガスを開放し、Yにとどめられたことがあった。長男は昭和43年4月就職したが、Yは子供達が反対すると称して、何時までも婚姻届を出そうとしなかった。昭和43年7月ころ以降、XとYは仲違い・喧嘩をしては仲直りするなどして、別居と同棲を繰り返し、昭和47年7月に別居してからは共同生活に戻ることはなかった。Yは昭和47年12月頃より子ども達の希望によりAを呼びよせてアパートで同棲して、Xとの関係を打ち切る意思を正式に表明し、Xとの婚姻予約を解消した。

判旨は、見合いの際に離婚届をXに呈示したことが認められるので、当時Yに法律上の妻があったとはいえ、「本件婚姻予約は公序良俗に違反(しない)」とした上で、Xにも至らぬ点が多々あったことが窺われるのであるが、「むしろYは婚姻予約の履行を正当な理由なく遷延しているうち、一旦別れることを約した筈の妻とのよりが戻り、それが主たる動機となってXとの予約を破棄したものと認められる」(慰謝料金80万円)、とした。

(2) 内縁破棄と不法行為責任

内縁の不当破棄を不法行為として構成した事例は、前掲[176](東京高判昭和54・6・29)や前掲[177](東京地判昭和59・9・17)のほか、下記のような諸例がある。ここでは内縁の成立事情につき興味のある事例のみを紹介しておこう。いずれも、夫婦の一方が実力に近い行為態様で住居から追い出されているので、不法行為構成にも整合しているように思われる。

(ア) 不当破棄と慰謝料 つぎの例では、内縁の妻が夫の暴力等によってまことに理不尽な扱いを受けており、慰謝料がやや高額なのはそのためであろう。

[195] 大阪地判昭和51・10・19判タ352号311頁(離婚等請求事件)

【事実・判旨】判旨は、韓国国籍の男女間の婚姻届が要件を欠くので婚姻は不成立としたうえで、内縁関係につき、日本法における内縁破棄の不法行為責任を認容している。本件では、男女が6年余の事実上の夫婦関係にあったが、夫が一時期、他女と関係をもったほかに、覚醒剤を使用し出したことから、男がいるなどと称して妻が暴行・傷害をうけたり、夜中に雨中の戸外に放り出されたりしている。単なる予約不履行にはつきないので、人格侵害ともいえよう(慰謝料金100万円)。

(イ) 不当破棄と財産損害 つぎの例では、内縁の夫が負担した婚姻住居の取得経費の一部は、妻による不当破棄・不法行為と相当因果関係のある財産損害になるとされているが、この種の損害賠償を認めたのは、やや珍しいものである。

[196] 東京高判昭和54・8・28判時941号45頁（損害賠償請求事件）

【事実】 事案は [176] も参照のこと。X男は、婚姻の前歴があり長女を養育していた飲食店経営のY女と懇ろとなり、XとYは、婚姻を前提として、本件土地建物を購入するにあたり手付金を相互に出し合い、残額はYが銀行ローンを組んでその所有権移転登記をY名義で経由した。X・YとYの娘は昭和51年8月ごろ本件建物に入居し、ともに早晚婚姻の届出をする意思をもって、夫婦同然の生活をするようになり、Yの収入は不安定であったので、ローンの支払いはXの給料も当てられていた。しかし、飲食店の営業上、Yは絶えず男客と接していたので、Xが嫉妬の情を抱き不平・不満を漏らすようになり、昭和52年2月ごろから双方のわだかまりが高まって事あるごとに口喧嘩を繰り返すようになった。Xは本件土地建物を両名の共有名義にするよう求めたり、給料を同人に渡さないなどと言いつけたりしたので、Yから就寝中に水をかけられたり、包丁を突きつけられたりしたことなどから、結局は、Xは本件建物から出て同棲を断念せざるを得なくなった。

【判旨】 XとYは内縁関係又は婚姻関係に基づく夫婦共同体の生活の基盤を築きあげることを目的として本件土地上建物を取得するための資金につき協力したものであるところ、Yによって内縁を不当に破棄されたので、Xは、本件建物に入居後わずか10箇月で本件土地建物から退却せざるを得ないこととなり、将来長年にわたって本件土地建物を居住の用に供しその財産的利益を享受しようとした正当な期待をゆえなく奪われたものである。Xは、違法に財産上の利益を侵害され、内縁の不当な破棄と相当因果関係を認め得べき財産上の損害（手付金の7割と割賦払金の5割に相当する額）を被むったこととなる（不当破棄・不法行為責任による慰料金は金10万円）。

3 準婚的効果

(1) 婚費分担義務

下記の例では、それぞれの連れ合いをなくした男女がかなり高齢の段階で内縁関係に入り、約13年間同棲していたところ、病弱な妻が死亡したので、内縁の夫が亡妻の実子に対して亡妻の生活必要費を立て替えたなどと称して、その償還を求めたが、判旨は、760条を準用するなどして、夫の請求を排斥している。

[197] 東京地判昭和60・11・27昭和59年(ワ)821号D1-Law.com判例体系

【事実・判旨】 X男とA女とは内縁関係にあったところ、XがAの看護扶養につとめたので、Aの実子Yらに対し、その扶養料相当額を事務管理に基づいて請求した。Yらは、XとAとは内縁関係にあり、民法762条の準用により婚姻費用は相互に分担するので、支払い義務はないなどと争った。X（明治43年生）は、昭和36年ころ、A（明治45年生）と、それぞれの連れ合いが入院治療していた際に顔見知りとなり、双方は、各連れ合いの死亡後の同44年5月ごろXの勤めていた工場の寮に住み込んだのち、同45年9月から同46年9月まで都内の甲製作所に住み込み、その後アパートに居住したが、Aは同55年9月以降は基本的には各病院での入院生活を余儀なくされ、同57年12月に急性心不全等により死亡して、約13年間の同棲生活は終息した。その間のXの収入総額は1169万円余であり、Aにおいては亡夫の遺族年金総額806万円余と実子及び本人の身体障害者福祉年金（13年間に金650万円）の支給を受け、各住込期間は稼働して給与を得、他に皿洗い等のパートに出て収入を得たこともある。Aは、その入院期間中に公的扶助を得ながら医療費、家政婦等の支払を同女の負担においてなしている。両名の関係については、Yらは事実上の夫婦とみており、甲製作所もAをXの内妻として被扶養者に認定し健康保険の使用を認めて家族手当を支給し、アパートの家主もその居住期間は同棲していたものと証明し、更にX自ら昭和58年5月家庭裁判所にYらを相手方として遺産に関する紛争調整を申し立てた際Aを内縁の妻と位置づけこれを表示した。X・Aが婚姻届をしなかった理由として婚姻届をするとAが受給していた遺族恩給が打ち切られるのを避けるためである旨をAがYに話したこともあるらしい。判旨は、以上の事実関係から、両名は少なくとも共同の生活費として応分のものは各自支出していたとするとともに、「両名間に少なくとも内縁の意思があり協力して夫

婦生活を営んできた実質があるので法律上の夫婦に準ずる関係とみるのを相当とし、民法760条を準用し右兩名の共同生活に必要な費用は各自分担すべきであり、かつ実際に右兩名が合意のうえ分担していたものとみるのを相当とする」とした（X敗訴）。

（2）財産分与

（ア）つぎの審判は、内縁の妻の財産分与について、現在は他男と同棲中で店舗経営による所得があるので、扶養的分与は否定したが、清算的分与は認められる、とした。

〔198〕 岐阜家審昭和57・9・14家月36巻4号78頁（財産分与申立事件）

【事実・審判要旨】 事実関係は〔178〕を参照のこと。Y男がX女の入籍を肯えんじないこと及び学院の女事務員などと性関係を継続したことから、Xは、Yとの内縁関係に絶望しこれを解消することを決意したうえで、他男と出奔して同棲生活に入り、現在では、共同で喫茶店を営んでいる。家裁は、内縁解消の場合も、協議離婚に準じ財産分与規定を類推適用できるとしたうえで、本件では、Xは、Yとの生活に見切りをつけ他男と共に再婚することによって内縁関係を解消したものであるから、離婚慰養料の財産分与や離婚後扶養の財産分与を求めることは信義則上許されないものと解されるので、清算的な財産分与についてのみ判断した。

（イ）夫死亡後の財産分与請求　内縁配偶者の一方が死亡したのちに、その相続財産について財産分与を請求しても、今日の最高裁判決では認められないことになっているが⁽²¹⁷⁾、当初の下級審裁判例では意見が分かれていた。つぎの審判例は積極例の一例であるが、その夫婦関係が興味深いことのほか、ここでは詳論は避けるが、きわめて説得力ある立論を展開している⁽²¹⁸⁾。

〔199〕 大阪家審昭和58・3・23家月36巻6号51頁（財産分与・遺産分割申立事件）

【事実・審判要旨】 開業医のA男が先妻没後の昭和23年中に申立人X女と挙式同棲し、Xは生前には家事のほか医業に協力し、その同棲期間が20年余に及び、Aが死亡するまで世話をしてきた。Aは入院中に親族に届け出を依頼していたが、未了のままに終わっている（理由不詳）。家裁は、XとAの事実上の夫婦関係、内縁

関係の成立を認めたとうえで、相続人（兄弟姉妹）の遺産分割と分与との申請を併合して、妻に遺産（居住用不動産など）の二分の一を分与している。財産分与の実質的根拠は「身分変動に必然的に伴う夫婦共有財産の形成母体たる夫婦共同体の解体」にあるので、「生前解消によつて求め得たところのものを、終生協力関係にあつた死亡による場合においてこれを失わしめることの合理的理由は見出し難く、漫然その相手方の相続人にこれを全て取得せしめることは、不当に利得せしめるものとして公平の観念からも、到底許容し難いものという外はな（い）」と。

まことに、本審判のいうところの公平観こそは法の固有の価値である正義公平の理念ないし信義則に定礎されたものといえるので、本件のような夫婦（妻）としての単なる協力扶助を超えるような寄与については、物権法の共有もさることながら、「夫婦共有」規定や遺産の「寄与分」の規定の「趣意」から、「実質的には夫婦の共有関係となる」という基本観念のもとに、別産制の基本原則を堅持しつつ、その寄与に応じた持ち分を認めるべきであろう。

4 夫婦の財産問題

（1）共有持分を認めた例

（ア）遺産不動産の共有 下記の高裁判決は、夫の家業を事実上主宰してきた内縁の妻に遺産不動産に対して共有持分権を認めているので、特に学説では注目されているが、その後の裁判例でも本判決を引用する例もある。本判決の立場では、夫婦が相互に財産的出捐をして不動産など重要な物件を取得した場合も同様に共有とされることとなるが⁽²¹⁹⁾、逆に単なる主婦婚の場合には、婚姻後取得した物件についても、共有推定は困難となり、今日の下級審裁判例も基本的にはそうした傾向にあるといえよう。いずれにせよ、本稿が注目するのは、むしろ本件夫婦相互における内縁関係の成立事情であり、家的な観念が根強い時代の風習を反映しているように思われる。

[200]大阪高判昭和57・11・30家月36巻1号39頁(土地建物所有権確認等請求事件)

【事実・判旨】X女は、A男の兄Bと婚姻したが、Bが死亡後、昭和6年7月にAと挙式して事実上の夫婦となり、家業の呉服商の経営を手伝ったが、さしたる理由もないのに、Aの死亡時(昭和54年11月)まで婚姻届出がなされないまま経過した。その間、Aは、C女との間にYをもうけて、昭和30年11月にCとの婚姻届出をした。Xは一旦は昭和34、5年ごろ実家に帰ったところ、昭和37年ごろCと別居したAに連れ戻され、Aは昭和46年6月Cと協議離婚した。Xは、Aの死亡に際しては、妻としてY夫婦の参列も得て葬儀を行った。AはXとともに、内縁関係にあった間に、A所有名義の本件各不動産を家業として経営していた呉服商等の収益で買入れ、老齢と病気のため営業を廃止するまで、経営を継続した。Yが本件各物件につき相続登記を経由したので、Xは共有持分権を有するとして、提訴した。判旨は、本件各物件は、XとAが内縁の夫婦として共同生活を行う間、その家業である呉服商及び古着商を互いに協力して経営し、その収益をもって購入したことが明らかであるから、両名の共有財産となる、とした。

(イ) 預金債権の準共有 つぎの判決は夫名義の預貯金債権に対して共稼ぎ夫婦の準共有を認めている。

[201]名古屋高判58・6・15判タ508号112頁(預金債権確認請求、預金債権確認等反訴請求)

【事実・判旨】X女はA男と内縁関係にあるところ、Aの相続人Yに対しA名義の預金債権の確認を求めて提訴し、Yも自己に帰属するとの反訴を提起した。Xは、昭和38年ころAと知り合い、昭和40年8月頃(当時Y43歳、A76歳)同棲生活を始めたが、Aの子供らから結婚を反対されたほか、入籍するとAの債務を負担することになると考え、婚姻届はしなかった。当時A(証券会社勤務)もY(調理師)も二人の生活費はそれぞれ自己の分を自ら出捐するほか毎月1万円程がAからYに渡されていた。ところが、Aは昭和42年以降は病床につき、昭和49年8月30日限りで退社した。Aが病床につくようになってから、A死亡(昭和55年10月)当時月額4万2500円程度と(家賃、老齢福祉年金等)、Xの給料の双方をもって二人の生活費にあてていた。余裕のあるときは、A宛の前記手当金やXの給料の一部などを預金したりしていたが、これらがA名義の本件預金となっている。それゆえ、判旨は、二人の収入を合算しこれらを生活の資とし余剰の分をAの名義の本件預金としていたものと認められ、本件預金中にはAとXとの分が混在しており、そ

の額または割合は明らかにすることができないので、 $X \cdot A$ は各2分の1の割合をもって預金債権を準共有し、したがって、 $X \cdot Y$ も同様の準共有の関係にある、とした。

（2）家業の協力と共有の成否

下記の[202]は、いわゆる重婚的内縁事例であるが、その点は問題となっておらず、妻子ら相続人も内縁の妻の長年の功労を思っ^て相続人に承継された不動産の所有名義を内縁の妻名義にしているので、通常内縁の財産問題と同視しても不都合はないことから、便宜上、ここで取り扱うこととした。本件では、内縁の妻が、税務当局から贈与税を課されたので、当該不動産は夫との共同事業による収益で取得したもの（共有）であるなどと主張して、その課税処分を争っているところ、内縁夫婦の成立事情と夫婦財産関係の説示に興味深いものがあるので、その点のみを紹介しておこう。

[202] 大阪地判昭和59・2・28税務訴訟資料（1-249号）135号215頁（課税処分取消請求事件）

【事実・判旨】A男は、終戦と共に中国に抑留されたため妻子とは生き別れとなり、昭和21年頃に中国山西省で洋酒製造に従事中、朝鮮国籍のX女と知り合って内縁関係を生ずるに至った。Aは昭和29年暮頃Xを伴って本邦に引揚げてきたが、先に帰国していた妻子の許には戻らず、店舗を借受けてラーメン屋を開業し、その後、店舗近くの借家に移住した。店舗、借家の賃借や営業許可は、いずれもA名義でなされている。Aは、その収益等で多数の宅地・建物を買受けたり新築したりしたが、そのうちの本件宅地上には甲乙丙の三棟の建物を建築所有して、丙建物（居宅兼店舗）には、 $A \cdot X$ 、およびAの事業の後継者としての甥のBが居住して、A名義の営業許可の下にラーメン屋を開店した。その際、Bが本件宅地の代金の一部を負担したことやXの労に報いる意味もあって、本件宅地は持分を各自三分の一として、甲家屋はX（持分五分の四）、B（持分五分の一）の共有名義とし、丙建物と乙建物（共同住宅）はA単独名義とした。Aが死亡（昭和52年10月）したのち翌53年1月にXはAの妻子・相続人と協議したうえで、本件宅地・建物の所有権につき、「真正な登記名義の回復」を登記原因としてX名義の登記を了した。Xは、本件物件はX経営のラーメン屋の収益をもって取得した財産の一部であっ

で、実質上はX所有に属するものであり、仮に当該営業がAとの共同経営であるとしても、A死亡当時の同人名義の不動産のうち少なくとも半分はXに帰属する、と主張したが、判旨は、ラーメン店の経営は終始A名義でなされており、Xが共同経営者であるとは認めがたいので、本件不動産は相続人からXに贈与されたものである、とした。高裁（大阪高判昭和60・1・30）も、この営業につきXが多く の寄与をなしたとしても、なお各物件は各取得名義人の特有財産と認めるのが相当であるとしたうえで、Xが控訴審で財産分与の請求をしたことに対して、内縁関係が解消したのはAの死亡によるものであるから、民法768条を準用しえないとし、上告審（最判昭和60・10・17税務訴訟資料<1-249号>147号35頁）も、原判決をそのまま是認している。

本件では、たとい内縁の妻が共同経営者とはいえないとしても、単なる家事労働レベルでの協力寄与に過ぎないと言い切れるか、かなり微妙な事案であったように思われる。税務当局との紛争例であったこともとも関係しているのであろうか、形式的な名義をやや重視しすぎているようにも思われる。いずれにせよ、仮に家族間の紛争ケースの場合であるとすれば、どのように考えればよいか、前掲[199]の例も併せて、大変参考となる夫婦関係の実例ではなからうか。

- (204) 「棚村政行」は明確な婚姻意思のない同棲については、伝統的な内縁法理が十分に機能していないと批判する。棚村・前掲注（145）「同棲の法的保護」『これからの家族』103頁。「二宮周平」も、法律婚を意識的に避けている男女の生活実践や意識を調査（1988-9年）した結果、単なるズルズルベッタリの同居ではなく、主体性のある安定的で誠実なカップルの存在を見出している。二宮・前掲注（45）『事実婚の現代的課題』238頁以下、248頁。石川稔「これからの家族」法セミ410号（1989年）26-7頁も、現代的内縁には、ずるずるベッタリの性関係（岐阜家審昭和57年・後掲[178]を引用する）のほか、婚姻届によって法的に保護されることを拒否する夫婦（意識的内縁）もあり、判例の内縁法は意識的に届出を拒否した夫婦を念頭においていないとしたうえで、こうした自由な結婚形態については、拒否するのではなく家族法的秩序に取り込む方途を工夫すべきことを提唱する。
- (205) 社会学者の「善積京子」によっても、意識的に法律婚を回避している事実婚の存在が報告されていた。善積京子ほか『脱・結婚』（世界思想社、1985年）178頁。善積京子『近代家族を超える』（青木書店、1997年）23頁以下では、婚姻届出をしない夫婦の実態調査を通して、その動機などからいくつか

の男女類型（非法律婚）を析出しているが、そのうちで、自分たちは社会的には夫婦であり、挙式も済ませ、夫婦としての責任を自覚している（それゆえ「非婚」ではない）という一つのタイプがあることが報告されている（同著32-3頁）。

- (206) 昭和期の傾向については、二宮・前掲注（45）『事実婚の現代的課題』47頁以下がきわめて重要な文献であり、ほかに太田武男『現代の内縁問題』239頁以下も、昭和後期の重婚的内縁裁判例・審判例を詳論する。
- (207) 島津・前掲注（144）「家族関係の契約化について—『身分から契約へ』が意味するもの」32頁、41頁以下。
- (208) 島津・前掲注（144）「家族関係の契約化について—『身分から契約へ』が意味するもの」44頁。
- (209) 島津・前掲注（144）「家族関係の契約化について—『身分から契約へ』が意味するもの」45-7頁。「島津一郎」は、結論として、内縁に相続権を与えないなど正統婚と区別する考え方それ自体に疑問を呈して、将来的には、正統婚の概念を切り崩し、さまざまな男女関係に適したルールをその事実状況にに応じてつくり出すことができるようにすることである、としている。そうした島津の見解が、先述したような「二宮周平」や「棚村政行」らに与えた影響は大きい、いずれにせよ、内縁と婚姻との区別を曖昧にするような島津説の結論部分は、婚姻制度を内部から崩壊させることに繋がるので、立法論であるならば格別、現行法の解釈論としては無理というしかない。ただ、いわゆる短期的同棲では婚姻を前提としているという事実認識は、ある程度は参考となろう。
- (210) ちなみに、高齢者の内縁問題一般については、二宮周平「高齢者の事実婚」大河純夫・二宮周平・鹿野菜穂子編『高齢者の生活と法』（有斐閣、1999年）121頁が詳しい。とくに、内縁配偶者が死亡した場合の相続問題と交錯する諸問題（共有持分、財産分与、遺族年金など）につき、内縁保護の観点から分析している。
- (211) 棚村政行「わが国における同棲法の展開と課題」青山法学論集32巻3・4号（1991年）519頁・521頁注（6）。
- (212) 二宮・前掲注（8）『事実婚の判例総合解説』21頁。なお、二宮・前掲注（45）『事実婚の現代的課題』302-3頁は、本事例を援用しながら、財産分与の可否は、準婚学説のように内縁を前提とするのではなく、共同生活による財産の形成の有無に求めるべきである、と主張する。持論の男女関係論を念頭においた解釈論であろうが、財産分与制度は婚姻法上の特殊の制度であり、婚姻ないしこれに準ずる身分関係を大前提とするものであって、単なる共同生活ということだけでこの制度を利用するのは、現行法のもとでは著しく困難ではなからうか。
- (213) 横田・前掲注（12）「婚姻ノ豫約ヲ論ス」919-920頁。
- (214) なお、田口・前掲注（149）「婚姻外男女関係の法的保護に関する一考察」

56頁も、本判決は従来の考え方では内縁とはいいいがたいような（少なくとも「強いられた内縁」ではない）男女関係を保護している、とする。ここでも、いわゆる「強いられた内縁」ではないというかぎりでは、正当であろう。この種の事例は、一方の内縁配偶者が届出に対して不誠実なケースであり、法的な婚姻意思の判断に際しては、そうした当事者の自然的意思に拘泥してはならない。

- (215) 本判決は、最三判平成5・4・6民集47巻6号4505頁（損害賠償請求事件）の一审判决であるが、原判決も最高裁も同趣旨を説示している。この最高裁判決によって、この種の扶養利益の控除問題は最終的に決着がついたといえよう。
- (216) 二宮・前掲注（8）『事実婚の判例総合解説』136-8頁。二宮は、本判決に反対しているが、同感の念を禁じ得ない。
- (217) 内縁配偶者の死亡と財産分与規定の類推適用に関する裁判例の状況については、差し当たり、二宮・前掲注（8）『事実婚の判例総合解説』147頁以下を参照のこと。最近では、古川環子「内縁の死亡解消における財産の精算（1）（2・完）」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要31号（2011年）163頁、同32号（2011年）233頁は、制度の沿革も含めて多面的な角度から意欲的にこの難題に取り組んでいるので、大変参考となる。なお、本稿は、この種の問題については、別に平成時代の裁判例を分析する際に取り上げる予定である。
- (218) 本件大阪家裁の審判例については、二宮・前掲注（8）『事実婚の判例総合解説』148-9頁を参照のこと。
- (219) 婚姻夫婦のケースであるが、夫婦が相互に財産的出捐をした場合には、たとえば、福岡家審昭和46・4・27家月24巻12号52頁（遺産分割審判申立事件）、水戸地判昭和51・2・25判タ288号406頁（不動産所有権確認および所有権移転登記手続請求事件）などは、夫の単独所有名義でも当該不動産を夫婦の共有と推定している。また、共稼ぎ夫婦の場合でも、たとえば大阪家審昭和51・11・25家月29巻6号27頁（遺産分割申立事件）などは、婚姻中に取得した不動産につき、夫婦の共有を認めている。

（未完）